様式第１０

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

１．実施した計画の基本的な事項

（１）基礎情報

ア．対象地域

構成市町村等名	桶川市						
地域内総人口（人）	74,084						
地域総面積（㎢）	25.35						
地域の要件	人口						
地域の要件がその他の場合は具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立年月日）							
組合を構成する市町村							

イ．計画実施期間

開始年月日	令和3年4月1日
終了年月日	令和8年3月31日
計画期間	5年

（２）対象地域における取組みに関する事項

ア．ごみ処理の広域化・施設の集約化の実施状況

確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	

イ．プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	
	実施年度	
	実施方法	
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施しない地域		
プラ要件化対象事業の実施		
備考		

ウ．対象地域における一般廃棄物処理有料化の実施状況

有料化導入状況	
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	

エ．対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	
策定済の構成市（計画の名称）	
未策定の構成市（策定予定時期）	
備考	

2　目標の達成状況

（一般廃棄物の処理）

減量化、再生利用に関する指標		現状	目標	実績	
		令和□□年度	令和8年度	令和▲▲年度	実績/目標
①総人口（人）					
排出量	事業系ごみ排出量（トン）				0%
	生活系ごみ排出量（トン）				0%
	1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	0	0	0	0%
	その他排出量（集団回収等）				0%
	総排出量（トン）	0	0	0	0%
	1人1日当たりの排出量（g/人日）	0	0	0	0%
再生利用量	総資源化量（トン）				0%
	総排出量に占める総資源化量の割合（%）	0	0	0	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）				0%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合（%）	0	0	0	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWH）				
	年間の熱利用量（GJ）				
特記事項					

※　排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、（実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載。

（生活排水の処理）

生活排水処理に関する指標		令和2年度現状		令和７年度目標		令和7年度実績	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道	57,682人	76.7%	55,321人	80.1%	59,589人	80.4%
	農業集落排水施設等	人	0.0%		0.0%	人	0.0%
	合併処理浄化槽等	17,064人	22.7%	13,783人	20.0%	14,136人	19.1%
	小計：汚水衛生処理人口	74,746人	99.4%	69,104人	100.0%	73,725人	99.5%
	単独処理浄化槽等	271人	0.4%		0.0%	180人	0.2%
	非水洗化人口	217人	0.3%	人	0.0%	179人	0.2%
	小計：未処理人口	488人	0.7%	人	0.0%	359人	0.5%
	合計：総人口	75,234人	100.0%	69,104人	100.0%	74,084人	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	464キロリットル		520キロリットル		520キロリットル	
	浄化槽汚泥量	5,942キロリットル		5,450キロリットル		5,935キロリットル	
	合計	6,406キロリットル		5,970キロリットル		6,455キロリットル	

２　目標が達成できなかった要因

　浄化槽管理者等からの申し出により合併処理浄化槽への転換を実施するものであるが、計画期間中は浄化槽設置整備事業補助金の申請が想定よりも少なかった。
　要因としては、浄化槽管理者の高齢化、また浄化槽を設置するにあたってかかる費用が高額であることから、経済的負担が大きいことが要因だと考えられる。

３　目標達成に向けた方策

目標達成年度　　令和２３年度まで

　広報やホームページを用いて周知を行うことで、より多くの市民に経済的負担を軽減できる制度を利用した合併処理浄化槽転換や下水道接続に関する案内をする。

（都道府県知事の所見）

　埼玉県生活排水処理施設整備構想の実現に向け、上記方策により合併処理浄化槽への転換を促進し、未処理人口の解消をさらに促進していただきたい。

※令和７年３月31日までに承認された地域計画については、なお従前の様式にて提出できるものとする。